

函館市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 5 号

函館市駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 函館市駐車場条例（昭和 4 5 年函館市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の表以外の部分中「又は」を「または」に，「若しくは」を「，もしくは」に改め，「非特定用途」の後ろに「および共同住宅の用途」を加え，同条の表中「又は」を「または」に改め，「全部を特定用途」の後ろに「（共同住宅の用途を除く。以下この表および次条において同じ。）」を，「非特定用途」の後ろに「および共同住宅の用途」を加える。

第 2 1 条中「又は」を「または」に改め，「，特定部分」の後ろに「（共同住宅の用途に供する部分を除く。次条において同じ。）」を，「非特定部分」の後ろに「および共同住宅の用途に供する部分」を加える。

第 2 2 条の表以外の部分中「又は」を「または」に改め，同条の表中「又は」を「または」に改め，「非特定用途」の後ろに「および共同住宅の用途」を加え，「及び」を「および」に改める。

別表第 1 中

普通自動車 小型自動車 軽自動車	函館市元町観光駐車場（広場式）	1 時間まで	200円
	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場を除く。）	1 時間を超えた後 3 0 分までごとに	100円

函館市函館山山麓観光駐車場				
函館市五稜郭 観光駐車場 函館市若松町 駐車場	施設使用者	2時間まで	無料	を
		2時間を超えた後30分までごとに	100円	
	施設使用者 以外の者	1時間まで	200円	
		1時間を超えた後30分までごとに	100円	

普通自動車 小型自動車 軽自動車	函館市元町観光駐車場（広場式）		1時間まで	300円	に,
	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場を除く。）		1時間を超えた後30分までごとに	150円	
			函館市函館山山麓観光駐車場		
	函館市五稜郭 観光駐車場	施設使用者	2時間まで	無料	
			2時間を超えた後30分までごとに	100円	
		施設使用者 以外の者	1時間まで	200円	
			1時間を超えた後30分までごとに	100円	
	函館市若松町 駐車場	施設使用者	2時間まで	無料	
			2時間を超えた後30分までごとに	100円	
		施設使用者 以外の者	1時間まで	300円	
			1時間を超えた後30分までごとに	150円	

200円	を	300円	に改め、同表備考第7項中「500円」
100円		150円	
200円		300円	
100円		150円	

を「700円」に改める。

第2条 函館市駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

函館市五稜郭 観光駐車場	施設使用者	2時間まで	無料	を
		2時間を超えた後30分までごとに	100円	
	施設使用者 以外の者	1時間まで	200円	
		1時間を超えた後30分までごとに	100円	
函館市若松町 駐車場	施設使用者	2時間まで	無料	
		2時間を超えた後30分までごとに	100円	
	施設使用者 以外の者	1時間まで	300円	
		1時間を超えた後30分までごとに	150円	

函館市五稜郭 観光駐車場	施設使用者	2時間まで	無料
		2時間を超え	100円

函館市若松町 駐車場		た後30分ま でごとに		に
	施設使用者 以外の者	1時間まで	300円	
		1時間を超え た後30分ま でごとに	150円	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第1の改正規定および次項の規定 令和8年6月1日

(2) 第2条および附則第3項の規定 令和9年4月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に函館市元町観光駐車場（月ぎめ駐車場を除く。）、函館市函館駅前広場駐車場、函館市若松町駐車場および函館市函館山山麓観光駐車場（以下「元町観光駐車場等」という。）に駐車している者に係る当該元町観光駐車場等の駐車料金の額は、第1条の規定による改正後の函館市駐車場条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に函館市五稜郭観光駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の駐車料金の額は、第2条の規定による改正後の函館市駐車場条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。